

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

和歌山県人事委員会



和人委第10070001号

平成27年10月7日

和歌山県議会議長 前 芝 雅 嗣 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「平成27年職員給与等実態調査」の結果によれば、平成27年4月1日現在で、次のようになっている。

(1) 職員数

職員の総数は、14,812人であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、4,015人である。 (参考資料第1表)

(2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については42.9歳、行政職給料表適用職員については43.1歳となっている。 (参考資料第2表)

(3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成は、大学卒78.5%、短大卒8.8%、高校卒12.5%、中学卒0.1%となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性62.6%、女性37.4%となっている。

(参考資料第5表)

(4) 平均給与

平成13年4月から実施されてきた、職員の給与に関する条例等の特例措置による給料減額措置は終了し、本年4月から、職員の給与は本来支給すべき水準

を回復している。

本年4月における職員の平均給与月額、全職員で382,093円、行政職給料表適用職員で372,615円となっており、昨年（給料減額措置による実際の支給額）と比較すると、前者は2,594円の減少、後者は1,596円の増加となっている。

（参考資料第6表）

2 民間の給与等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所（調査対象事業所）238のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した131の事業所について「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。この131事業所から、調査時に事業所規模等が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた128事業所のうち、約9割（92.2%）の118事業所について、調査を完了した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の約6,200人について、本年4月分としてそれぞれの従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で35.7%（昨年24.9%）、高校卒で29.5%（昨年19.2%）となっている。

そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で72.2%（昨年82.2%）、高校卒で76.7%（昨年78.7%）となっている。一方、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で27.8%（昨年15.4%）、高校卒で23.3%（昨年21.3%）となっている。

（参考資料第15表）

イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.2%

(昨年29.3%)、ベースダウンを実施した事業所は0.0% (昨年0.9%) となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.7% (昨年86.0%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.3% (昨年34.3%)、減額となっている事業所の割合は7.1% (昨年3.5%) となっている。

(別表第1、別表第2)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表の適用職員、民間にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行った。

比較の結果、職員の給与は、1人当たり平均にして民間の給与を1,154円(0.31%)下回っていた。

(別表第3)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、年間で平均所定内給与月額4.20月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.10月)が民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

(別表第4)

4 物価及び生計費

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国では0.6%上昇する一方、和歌山市では変化がなかった。

(参考資料第23表)

また、本委員会が同省の家計調査(勤労者世帯)を基礎として算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ159,397円、190,978円及び222,556円となった。

(参考資料第22表)

5 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、8月6日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を、国会及び内閣に対し行った。報告及び勧告の主な内容は、次のとおりである。

(1) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

ア 民間給与との較差に基づく給与改定

- (ア) 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- (イ) ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

イ 給与制度の総合的見直し

- (ア) 地域手当の支給割合の引上げ(平成28年4月実施)
- (イ) 単身赴任手当の支給額の引上げ(平成28年4月実施)

(2) 国家公務員の勤務時間に関する報告及び勧告

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(平成28年4月実施)

(3) 公務員人事管理に関する報告

- ア 人材の確保及び育成
- イ 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備
- ウ 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

なお、これらの報告及び勧告の概要は、別記のとおりである。

6 む す び

(1) 民間給与との較差に基づく給与の改定

ア 月例給の改定

給与の改定は、行政職給料表適用職員とこれに類似する民間従業員につい

て、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、均衡させることを基本として実施している。本年4月分の給与額を比較した結果、職員の給与が民間の給与を1,154円(0.31%)下回ることとなったため、次のように月例給の引上げ改定を行う必要があると判断した。

この改定は、本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するものとする。

(7) 給料表等の改定

前記の較差を解消する改定として、まず、給料表の水準の引上げを行う。給料表の改定は、これまで、人事院勧告で示された国家公務員の俸給表に準じてきており、本年、人事院は、俸給表の水準を引き上げる改定を勧告したことから、行政職給料表を、国家公務員の行政職俸給表(一)に準じて改定する。この改定により、職員の平均給与月額が804円(0.22%)増加する。

行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の給与についても、行政職給料表適用職員における給与改定に準じて改定を行う。

また、医療職給料表(1)の改定状況を勘案して、医師の確保を容易にするための手当である初任給調整手当を引き上げる。

(イ) 地域手当の改定

給料表の改定をしてもなお、民間給与との較差が350円(0.09%)残ることとなる。この較差を解消するため、県内における地域手当の非支給地域に在勤する職員に対し、新たに当該手当を支給することとする。

具体的には、現行の支給地域に在勤する職員並びに医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給割合を据え置いた上で、これまで地域手当の支給対象外であった、和歌山市及び橋本市を除く県内の地域に在勤する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師を除く。)に対し地域手当を支給することとし、その支給割合を100分の0.4とする。

この改定により、職員の平均給与月額が342円(0.09%)増加し、給料表の改定による増加分と併せ、職員の給与と民間の給与が均衡する。

イ 特別給の改定

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) 給与制度の総合的見直し

ア 給与制度の総合的見直しの概要

人事院は、国家公務員の地域間、世代間の給与配分を適正化するため、昨年、平成18年の給与構造改革以来となる給与制度の抜本的な見直しを勧告した。このことを踏まえ、本委員会においても、国の給与制度の見直しを基本として本県の給与制度の見直しを勧告し、本年4月1日から給料表及び諸手当が改定されたところである。

なお、諸手当のうち、地域手当及び単身赴任手当については、平成27年度から29年度までの3年間において、段階的に引上げを実施することとされた。

イ 平成28年度において実施する事項

単身赴任手当の支給額については、県内における民間の支給水準等を踏まえ、平成28年4月1日から、基礎額及び加算額の限度を国に準じて引き上げる。

ウ 本県における地域手当の在り方

地域手当は、民間賃金の地域間格差が職員給与に適切に反映されるよう、物価等も考慮の上、民間賃金水準の高い地域の公署に勤務する職員に対して支給されるものであり、平成18年の給与構造改革において新設された。

本県の地域手当は、平成18年4月の新設以来、国の制度に準じたものとな

っている。昨年の給与制度の総合的見直しに当たっても、本委員会は国に準じ、給料表の水準引下げと同時に、和歌山市及び橋本市に所在する公署に勤務する職員に対する地域手当の支給割合を、100分の3から100分の6に引き上げるよう勧告した。また、支給割合の引上げに当たっては、平成27年度から29年度までの3年間で段階的に実施することとし、本年4月1日から100分の4への引上げが実施されているところである。

地域手当の支給割合の算出は、各種統計調査のうち、全国約7万8千の事業所を対象とし、民間賃金水準を市町村単位で集計することのできる「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の結果に基づいている。本年において、当該調査の最新の結果をもとに検証したところ、昨年の勧告時と比べ、県内における市町村ごとの民間賃金水準の傾向に大きな変化は見られなかった。そのため、見直し後の地域手当は、県内における民間賃金の地域間格差の実態を反映するものであると考える。

ところで、人事院は本年、官民較差解消の一環として地域手当の支給割合を引き上げ、本年4月に遡り支給することを報告した。これは、給与制度の総合的見直しによる俸給表の水準引下げに伴い、激変を緩和するための経過措置として現給保障されている職員が多く、俸給表の水準を引き上げても実質的な引上げ効果が小さいため、地域手当の支給割合を引き上げることにより、民間との較差を埋めるものである。

しかしながら、本県においては、民間給与との較差は国より小さく、かつ、現給保障されている職員も国より少ないため、地域手当の支給割合を国に準じて引き上げた場合、職員給与が民間給与を大幅に上回ることとなる。本県の地域手当は、平成18年の新設以来、支給地域、支給割合とも国に準じ措置してきたが、本年の人事院の報告を受け、これまでのような国に準じた措置を見直さざるを得ない状況となった。

このため、本委員会では、本県における地域手当の在り方について、改めて検討を行う必要があると判断し、次の(ア)から(ウ)までの各項目について調査を行い、それぞれの実態を把握した。

(ア) 人事管理上の影響

本県においては、勤務地と居住地の異なる職員が多く、地域手当の支給地域に居住しながら、非支給地域に所在する公署に勤務する事例も数多く

存在する。非支給地域の振興局に勤務する職員に占める支給地域からの通勤者の割合（平成27年1月1日現在）を調査したところ、西牟婁及び東牟婁では、その割合は極めて低かったものの、その他の振興局では、海草（和歌山市内に所在する公署を除く。）で5割、那賀で4割、有田で3割、日高で2割をそれぞれ超える割合となっており、本県の職員が、居住地にかかわらず広域にわたって勤務していることが確認された。

また、地域手当の人事管理に与える影響について、各任命権者に見解を求めたところ、勤務地と居住地の異なる職員が多いという観点のみならず、職務の同質性という観点からも、現行以上の支給割合の差を設けることについては職員の理解を得ることが困難であり、適正な人員配置に支障が生じるとの懸念が示された。

(イ) 県内民間事業所の所在地による賃金水準の差

本委員会は、平成27年職種別民間給与実態調査の対象となった事業所を有する企業のうち、県の内外を問わず複数の市町村に事業所を有する61の企業について、事業所の所在地による賃金水準の差の有無を調査し、60の企業から回答を得た。

その結果、県内の複数の市町村に事業所を有する企業において、県内の事業所間で賃金水準の差を設けている事例は、殆ど認められなかった。

(ウ) 他の都道府県における地域手当

職員の給与を定めるに当たって考慮すべき事項は、地方公務員法において定められており、他の地方公共団体の職員の給与は、その考慮すべき事項の一つとされている。

平成27年4月1日以降における、本県を含む各都道府県の地域手当の措置状況を調査したところ、地域手当を都道府県内に支給している31団体のうち、およそ8割に当たる25団体が、支給割合を独自に措置している。

また、都道府県内において地域手当の支給割合に差を設けているのは、31団体のうち14団体であり、そのうち半数を超える8団体において、差は3ポイントとなっている。更に、当該8団体のうち3団体は、支給割合を独自に措置し、国の制度に準じた場合と比べ、都道府県内の支給割合の差は小さなものとなっている。

以上の調査結果を踏まえ、慎重に検討した結果、県内における支給割合に現行以上の差を設けることは適当でないと判断するに至った。そのため、本県における地域手当の在り方については、その制度趣旨に基づき、民間賃金の地域間格差を反映させることを基本としながらも、調査によって明らかとなった各種実態を考慮し、県内における支給割合の見直しを行うことが適当である。

本県の地域手当は、平成18年の新設以来国に準じてきたところであるが、平成28年4月1日以降は、国の制度にのっとった場合の支給総額を超えず、かつ、地域手当の制度趣旨を没却しない範囲において、他の都道府県における支給割合の差の実態も考慮しつつ、適切な措置を講じる必要がある。

ただし、本年度は、民間給与との較差が給料表の改定のみでは解消されないことから、これまで地域手当の支給対象外であった県内の地域に在勤する職員に対し、本年4月1日に遡り、地域手当を措置することとする。

エ その他の事項

県内全域が地域手当の支給地域となることに伴い、特地域勤務手当の支給される公署に勤務する職員についても地域手当が支給されることとなるため、両手当の間で支給額の調整を行う必要があり、その方法については、人事委員会規則で定める。

(3) 公務運営の改善

公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

ア 人材の確保

公務を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、ますます高度化・複雑化する県政の諸課題の解決に向け、的確かつ前向きに取り組むことのできる優秀な人材を確保することが重要な課題となっている。

このため、職員採用I種試験において、受験年齢制限の緩和、第1次試験合格者枠の拡大、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的

で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところである。

今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ検討を進めていくこととする。

なお、より多くの受験者を確保するため、和歌山市内や東京都内、関西圏の大学等で採用説明会を開催し、県の求める人物像の紹介や先輩職員の体験談、個別相談等を行うとともに、職員募集パンフレットやポスター作成、ホームページやSNS、メールマガジンの配信等も実施してきたところである。

これらの内容を更に充実させ、県職員としてのやりがいや魅力について積極的に情報発信を行っていくこととする。

イ 女性職員の採用・登用の拡大

国においては、本年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したことから、今後は、本県においても、定量的目標や取組内容等を定めた特定事業主行動計画を策定する必要がある。

本県では、女性職員の採用について、これまで職員募集パンフレットや職員採用説明会など様々な機会を捉えて、女性職員が能力を発揮しやすい職場であることや出産・育児サポート制度が充実していることなどを説明し、女性の受験者確保に取り組んできたところである。

また、管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から、女性の職域拡大や適材適所への人事配置などが実施されてきたところである。

今後も、各任命権者と連携しつつ、意欲ある女性の確保のために、より効果的な人材確保策を推進していく必要がある。また、各任命権者においては、働きやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進、意識啓発、能力向上のための研修の実施など、女性職員の登用の拡大に向けた積極的な取組を更に進めていく必要がある。

ウ 人事評価制度の充実

人事評価制度については、平成26年5月に地方公務員法が一部改正され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、法施行に合わせて、法に対応した適切な制度運用を実施する必要がある。

本県では、試行中の教育現場を除き、各任命権者において、既に制度を導

入し、その結果を活用した人事管理が推進されているところである。

試行中の職場においては、改正法が施行されるまでに、法の趣旨に則った制度を速やかに導入する必要がある。

各任命権者は、職員の業務遂行意欲の向上、組織の活性化を図るという法の趣旨を踏まえ、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、人事評価制度を必要に応じて改善していくよう努めなければならない。

エ 雇用と年金の接続

国においては、平成25年3月の閣議決定で、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員については再任用することとされ、地方公務員については、閣議決定の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう、総務副大臣から要請があったところである。

本県においても、雇用と年金の接続は重要な課題である。平成28年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられることから、各任命権者は、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、再任用職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、職員の能力及び経験をいかせる職務への配置や勤務形態等について引き続き検討を行い、より一層の計画的な人事管理に努めていく必要がある。

オ 勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、労働意欲や活力の維持のほか、公務能率の向上の観点からも、繰り返し要請してきたところである。

各任命権者においても、超過勤務の縮減の必要性を認識し、夏季の一定期間を「毎日がノー残業デー」と定め、定時退庁を促すほか、所属ごとに日を設定して行う「所属ノー残業デー」の完全実施を推進するなど、様々な取組が行われ、その徹底が図られている。今後も引き続き、実効性のある施策を積極的・継続的に実施することにより、超過勤務の縮減を図る必要がある。

一方、管理職員にあっては、業務の改善・効率化や事業そのものの見直しを行うなど、職場マネジメントの向上を図ることはもとより、定時退庁

を奨励する職場の環境づくりに努めることが重要である。

職員一人ひとりにおいても、自らの職務遂行能力の向上を図りながら、業務遂行の手順等の改善を行うことにより、計画的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

また、年次有給休暇の取得促進については、前年実績より1日以上多く取得することを推進する「ワン・モア・ホリデー」運動や休日に挟まれた日における会議等の自粛、ゴールデンウィーク期間中の長期連続休暇の取得促進など、各任命権者において、これまでも様々な取組がなされている。今後も、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の推進

急速な少子・高齢化が進展している状況の中、公務においても、職員がいきいきと意欲的に職務に取り組むとともに、各ライフ・ステージにおいて、育児や介護等、家庭生活との調和を図りながら働き続けられる勤務環境を整備していくことが求められている。

本県においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、育児休業から復帰した職員を対象とした「育児休業者職場復帰サポート研修」や「子育て支援行動計画推進に係る研修会」の実施、子の看護のための休暇制度の拡充等、職員が安心して仕事と子育てを両立することができるよう、取組がなされている。また、本年7月からは、早朝から勤務し、退庁時刻を早め、1日の時間を有効に活用する朝型勤務制度が実施されるなど、職場環境を整えてきている。

昨年度は、知事部局において、男性職員の育児休業取得者数の増加が見られたところではあるが、県全体では、依然として、低い状況にある。教育委員会事務局では、本年6月から「育児参加プログラム制度」が導入され、また、警察本部では、子育てに関するアンケートを実施するなどの取組がなされており、引き続き、男性職員の育児参加に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知することにより、育児等への参加についての理解を一層深めるとともに、これらの制度がより利用しやすくなるような職場環境づくりを進めていく

必要がある。

(ウ) フレックスタイム制について

国においては、これまで、研究職等一部の職員に対して、フレックスタイム制が適用されてきたが、本年の人事院勧告において、適正な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することとされた。

知事部局や教育委員会事務局では、早朝から勤務し、退庁時刻を早め、1日の時間を有効に使うことにより、ワーク・ライフ・バランスを実現するための朝型勤務制度が本年7月から実施されているところである。

フレックスタイム制については、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、国及び他の都道府県の動向を見ながら、本県での朝型勤務制度の利用状況も勘案し、検討していく必要がある。

(I) 心の健康づくりの推進

近年、業務の高度化、複雑多様化が進む中で、職業生活に伴うストレスが、職員の心の健康面に、これまで以上に大きな影響を与えており、職員の心の健康づくり対策は、重要な課題となっている。

このような中、労働安全衛生法が改正され、医師や保健師によるストレスチェックの実施が義務づけられ、本年12月1日から施行されることとなったところである。

各任命権者においても、精神科医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談、新規採用者を対象とした「ふたば相談」、管理職員や係長級職員等を対象としたメンタルヘルス研修など、各役職、各年齢層を対象とした幅広い取組が実施されている。さらに、職員の円滑な職場復帰を支援するための職場復帰支援制度も実施されるなど、取組は年々充実したものとなってきているが、心の疾病による長期病休者数は、依然として高い水準にある。

各任命権者においては、今後も、根気よく職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していく必要がある。

(4) おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれては、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たしている役割に深い理解を示され、本報告及び勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	30.2	6.9	—	62.9
課 長 級	23.3	4.2	—	72.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	84.9	82.7	27.3	7.1	48.3	2.2	15.1
課 長 級	77.1	74.8	24.6	3.6	46.6	2.3	22.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	373,769 円	372,615 円	1,154 円 (0.31%)

「職員の給与(B)」の内訳

給与種目	平成27年	平成26年
給料	335,016 円	335,185 円 336,458
扶養手当	12,049	12,238
地域手当	11,558	9,514
住居手当	4,523	4,433
管理職手当	8,769	8,946
その他の	700	703
合計	372,615	371,019 372,292

- (注) 1 給料には、給料の調整額、平成18年切替えに伴う経過措置額及び平成27年切替えに伴う経過措置額(平成27年のみ)を含む。
- 2 平成26年における給料及び合計の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	333,707 円
	上半期(A ₂)	338,344 円
特別給の支給額	下半期(B ₁)	636,117 円
	上半期(B ₂)	776,018 円
特別給の支給割合	下半期(B ₁ /A ₁)	1.91 月分
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.29 月分
	計	4.20 月分

- (注) 1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 所定内給与月額とは毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは賞与及び臨時給与をいう。

別記

国家公務員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告の概要

<給与に関する報告及び勧告>

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(一)・・・現行給与 408,996円 平均年齢 43.5歳〕
〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円〕
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等による高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合

が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

<勤務時間に関する報告及び勧告>

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

<公務員人事管理に関する報告>

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講じるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配付等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次のとおり措置をとられるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(1)
- (エ) 医療職給料表(2)
- (オ) 医療職給料表(3)
- (カ) 高等学校等教育職員給料表
- (キ) 中学校教育職員給料表
- (ク) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ケ) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (コ) 学校栄養職員給料表
- (サ) 警察官給料表

イ 任期付研究員に適用される現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 特定任期付職員に適用される現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 特定業務等従事任期付職員に適用される現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

オ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用される現行の給料表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 諸手当について

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。
- (イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

イ 地域手当について

県内の地域に在勤する職員のうち、和歌山市及び橋本市を除く地域に在勤する職員（医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師を除く。）に地域手当を支給し、その支給割合を100分の0.4とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員の勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては、0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

エ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とす

ること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)及びエの(ア)については、同年12月1日から、1の(2)のウの(イ)及びエの(イ)については、平成28年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外のもので	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	526,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	527,300
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	527,800
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	528,300
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,700	528,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,000	529,300
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	468,300	529,800
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	468,600	530,300
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	468,900	530,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,200	531,300
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	469,500	531,800
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	469,800	532,300
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	470,100	532,800
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	470,400	533,300
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	470,700	533,800
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	471,000	534,300
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	471,300	534,800
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	471,600	535,300
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	471,900	535,800
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	472,200	536,300
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,000	472,500	536,800
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,300	472,800	537,300
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,600	473,100	537,800

65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000					
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300					
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600					
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800					
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100					
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400					
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600					
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800					
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
94		293,600	341,400	380,300						
95		294,000	341,900	380,700						
96		294,400	342,300	381,100						
97		294,600	342,400	381,400						
98		294,900	342,900	381,900						
99		295,300	343,300	382,300						
100		295,700	343,600	382,700						
101		295,900	343,900	383,000						
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000

65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400		
75	261,600	318,500	388,000		
76	262,900	319,600	388,700		
77	264,000	320,700	389,400		
78	265,200	321,700	390,000		
79	266,500	322,600	390,600		
80	267,700	323,500	391,200		
81	269,100	324,600	391,800		
82	270,400	325,400	392,400		
83	271,700	326,100	393,000		
84	272,900	326,900	393,600		
85	274,100	327,400	394,100		
86	275,200	327,900	394,600		
87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800		
89	278,700	329,200	396,200		
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			
93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			
113	296,100	340,500			
114	296,400	340,900			
115	296,700	341,400			
116	297,000	341,800			
117	297,300	342,300			
118	297,700	342,700			
119	298,000	343,100			
120	298,400	343,500			
121	298,700	343,900			
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
再	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
任	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
用	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
職	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
員	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
以	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
外	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
の	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
職	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
員	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
の	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
職	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
員	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
の	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
員	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500

	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外 の職員	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	442,900
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	443,200
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	443,500
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	443,800
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	444,100
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	444,400
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	444,700
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	445,000
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	445,300
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	445,600
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	445,900

65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			
92		289,700	326,400	347,100			
93		290,100	326,700	347,500			
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			
105		293,300	329,900	352,100			
106			330,200				
107			330,600				
108			330,800				
109			331,000				
110			331,400				
111			331,800				
112			332,200				
113			332,400				
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500

65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	349,300	367,000		
99	284,600	316,700	349,800	367,500		
100	285,500	317,400	350,200	368,000		
101	286,300	317,800	350,700	368,600		
102	287,100	318,400	351,100	369,100		
103	287,900	319,000	351,600	369,600		
104	288,700	319,600	352,000	370,000		
105	289,400	320,000	352,300	370,600		
106	289,900	320,500	352,800	371,100		
107	290,400	321,000	353,200	371,600		
108	290,900	321,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	354,000	372,700		
110	291,400	322,300	354,500	373,100		
111	291,600	322,600	355,000	373,600		
112	292,000	322,900	355,500	374,100		
113	292,300	323,300	356,000	374,700		
114	292,500	323,700	356,500	375,100		
115	292,900	324,100	357,000	375,600		
116	293,200	324,400	357,400	376,100		
117	293,500	324,600	357,800	376,700		
118	293,800	324,900	358,200	377,100		
119	294,100	325,300	358,700	377,600		
120	294,500	325,500	359,200	378,100		
121	294,800	325,700	359,600	378,700		
122	295,200	326,000	360,100			
123	295,500	326,300	360,600			
124	295,900	326,600	361,100			
125	296,100	326,800	361,400			
126	296,300	327,100				
127	296,600	327,500				
128	297,000	327,700				
129	297,200	327,800				
130	297,500	328,100				
131	297,900	328,500				
132	298,300	328,700				
133	298,500	329,000				
134	298,800	329,400				
135	299,200	329,800				
136	299,500	330,200				

137	299,700	330,500				
138	300,000	330,900				
139	300,400	331,300				
140	300,700	331,700				
141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	
	41	228,100	283,900	403,600	
	42	229,800	286,400	405,000	
	43	231,400	288,700	406,300	
	44	233,000	291,200	407,800	
	45	234,600	293,400	409,400	
	46	236,000	295,900	410,700	
	47	237,300	298,300	412,200	
	48	238,600	301,000	413,800	
	49	240,100	303,400	415,500	
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,600	426,400	
	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	

65	260,900	338,800	438,000
66	262,400	341,000	439,200
67	264,000	343,100	440,400
68	265,700	345,300	441,600
69	267,200	347,300	442,800
70	268,600	349,200	444,000
71	270,000	351,300	445,200
72	271,500	353,300	446,400
73	272,600	355,100	447,500
74	274,000	357,000	448,100
75	275,400	358,800	448,600
76	276,700	360,700	449,100
77	278,100	362,600	449,600
78	279,300	364,300	
79	280,500	366,000	
80	281,700	367,600	
81	282,900	369,100	
82	284,100	370,600	
83	285,300	372,100	
84	286,500	373,500	
85	287,700	374,600	
86	288,800	376,000	
87	290,000	377,400	
88	291,200	378,700	
89	292,400	380,000	
90	293,500	381,300	
91	294,700	382,500	
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,500	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	
108	311,400	400,700	
109	312,300	401,500	
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	

	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
再	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
任	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
用	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
職	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
員	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
以	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
外	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	
	45	233,700	267,200	378,500	
	46	235,200	269,400	380,100	
	47	236,600	271,600	381,700	
	48	238,000	273,700	383,200	
	49	239,400	276,000	384,600	
	50	240,800	278,000	386,100	
	51	242,300	280,000	387,600	
職	52	243,500	282,000	389,000	
	53	244,700	283,900	390,200	
	54	246,100	286,400	391,500	
	55	247,400	288,700	392,600	
	56	248,600	291,200	393,700	
員	57	249,900	293,400	395,100	
	58	251,100	295,900	396,300	
	59	252,200	298,300	397,500	
	60	253,400	301,000	398,800	
	61	254,800	303,400	400,000	
	62	256,100	305,800	401,000	
	63	257,300	308,300	402,400	
	64	258,300	310,700	403,700	

65	259,300	313,100	404,900
66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700
83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900
93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	

	137			398,900	
	138			399,200	
	139			399,500	
	140			399,800	
	141			400,100	
	142			400,400	
	143			400,700	
	144			401,000	
	145			401,200	
	146			401,500	
	147			401,800	
	148			402,000	
	149			402,200	
	150			402,500	
	151			402,800	
	152			403,000	
	153			403,200	
	154			403,500	
	155			403,800	
	156			404,000	
	157			404,200	
再任用職員		224,000		269,900	323,200
					404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
再	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
任	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
用	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
職	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
員	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
以	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
外	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
の	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
職	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
員	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	
	45	233,700	267,200	378,500	
	46	235,200	269,400	380,100	
	47	236,600	271,600	381,700	
	48	238,000	273,700	383,200	
	49	239,400	276,000	384,600	
	50	240,800	278,000	386,100	
	51	242,300	280,000	387,600	
	52	243,500	282,000	389,000	
	53	244,700	283,900	390,200	
	54	246,100	286,400	391,500	
	55	247,400	288,700	392,600	
	56	248,600	291,200	393,700	
	57	249,900	293,400	395,100	
	58	251,100	295,900	396,300	
	59	252,200	298,300	397,500	
	60	253,400	301,000	398,800	
	61	254,800	303,400	400,000	
	62	256,100	305,800	401,000	
	63	257,300	308,300	402,400	
	64	258,300	310,700	403,700	

65	259,300	313,100	404,900
66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700
83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900
93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	

	137		398,900		
	138		399,200		
	139		399,500		
	140		399,800		
	141		400,100		
	142		400,400		
	143		400,700		
	144		401,000		
	145		401,200		
	146		401,500		
	147		401,800		
	148		402,000		
	149		402,200		
	150		402,500		
	151		402,800		
	152		403,000		
	153		403,200		
	154		403,500		
	155		403,800		
	156		404,000		
	157		404,200		
再任用職員		224,000	269,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	
	41	228,100	283,900	403,600	
	42	229,800	286,400	405,000	
	43	231,400	288,700	406,300	
	44	233,000	291,200	407,800	
	45	234,600	293,400	409,400	
	46	236,000	295,900	410,700	
	47	237,300	298,300	412,200	
	48	238,600	301,000	413,800	
	49	240,100	303,400	415,500	
	50	241,600	305,800	416,900	
	51	242,800	308,300	418,500	
	52	244,300	310,700	420,000	
	53	245,600	313,100	421,700	
	54	246,800	315,300	423,200	
	55	248,200	317,400	424,800	
	56	249,400	319,600	426,400	
	57	250,700	321,900	427,900	
	58	251,800	324,000	429,400	
	59	253,000	326,200	430,600	
	60	254,200	328,200	431,800	
	61	255,500	330,400	433,000	
	62	256,900	332,500	434,300	
	63	258,300	334,700	435,600	
	64	259,500	336,900	436,800	

65	260,900	338,800	438,000
66	262,400	341,000	439,200
67	264,000	343,100	440,400
68	265,700	345,300	441,600
69	267,200	347,300	442,800
70	268,600	349,200	444,000
71	270,000	351,300	445,200
72	271,500	353,300	446,400
73	272,600	355,100	447,500
74	274,000	357,000	448,100
75	275,400	358,800	448,600
76	276,700	360,700	449,100
77	278,100	362,600	449,600
78	279,300	364,300	
79	280,500	366,000	
80	281,700	367,600	
81	282,900	369,100	
82	284,100	370,600	
83	285,300	372,100	
84	286,500	373,500	
85	287,700	374,600	
86	288,800	376,000	
87	290,000	377,400	
88	291,200	378,700	
89	292,400	380,000	
90	293,500	381,300	
91	294,700	382,500	
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,500	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	
108	311,400	400,700	
109	312,300	401,500	
110	312,700	402,400	
111	313,100	403,200	
112	313,600	404,000	
113	314,200	404,600	
114	314,600	405,300	
115	315,100	406,000	
116	315,600	406,700	
117	316,200	407,300	
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	

	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	

65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	
98		291,500	328,100	349,100	
99		291,700	328,400	349,500	
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200		
107			330,600		
108			330,800		
109			331,000		
110			331,400		
111			331,800		
112			332,200		
113			332,400		
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用警察官以外 の警察官	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	475,600
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	475,900
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	476,200
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	476,500
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	476,800
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	477,100
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,000	477,400
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	477,700
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	478,000
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	478,300
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	478,600
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	478,900
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	479,200
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	479,500
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	479,800
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	480,100
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	453,900	480,400
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	454,200	480,700
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	454,500	481,000

65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			
123	322,800	351,500	371,800	396,200			
124	323,300	351,900	372,200	396,700			
125	323,600	352,300	372,700	397,100			
126		352,700	373,200				
127		353,200	373,700				
128		353,600	374,200				
129		354,000	374,500				
130		354,400	375,000				
131		354,800	375,500				
132		355,200	376,000				
133		355,400	376,300				
134		355,900	376,800				
135		356,300	377,200				
136		356,600	377,600				

	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用警察官		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

別記第2

号 給	給料月額
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号 給	給料月額
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別記第3

号 給	給料月額
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第4

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 149,000	円 214,000	円 254,000	円 273,400	円 288,500	円 313,900	円 355,600	円 388,700	円 439,800

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、163,200円又は183,300円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 149,700	円 199,700	円 282,300	円 324,700	円 383,200

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、168,100円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 253,100	円 337,400	円 391,800	円 464,800

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 179,200	円 189,200	円 242,300	円 255,700	円 280,900	円 321,600	円 363,800

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,400円とする。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、167,900円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 164,200	円 203,500	円 261,400	円 271,600	円 287,900	円 325,000

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,100円とする。

別記第5

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 149,000	円 214,000	円 254,000	円 273,400	円 288,500	円 313,900	円 355,600	円 388,700	円 439,800

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、163,200円又は183,300円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 149,700	円 199,700	円 282,300	円 324,700	円 383,200

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、168,100円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 253,100	円 337,400	円 391,800	円 464,800

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 179,200	円 189,200	円 242,300	円 255,700	円 280,900	円 321,600	円 363,800

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、167,900円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 164,200	円 203,500	円 261,400	円 271,600	円 287,900	円 325,000

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,100円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 159,800	円 204,700	円 329,900	円 414,000

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、179,600円又は200,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 159,800	円 182,300	円 323,200	円 404,000

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、179,600円又は200,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,700円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 169,900	円 252,000	円 256,100	円 287,400	円 303,900	円 318,000	円 341,600	円 376,700	円 408,300

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、202,400円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 159,800	円 182,300	円 323,200	円 404,000

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、179,600円又は200,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,700円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 159,800	円 204,700	円 329,900	円 414,000

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、179,600円又は200,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 167,900	円 189,200	円 242,300	円 255,700	円 280,900

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。